共 同 事 業 体 協 定 書 兼 委 任 状

令和　　　年　　月　　日

（様式４）

（あて先）横 須 賀 市 長

共同事業体名

代表者　所 在 地

商 号 等

職・氏名

　田浦梅の里ほか７箇所、横須賀市立浦郷みなと緑地ほか２箇所および横須賀市立田浦青少年自然の家の指定管理者業務については、次のとおり共同事業体を結成し行いますが、横須賀市との間における下記の権限は代表者に委任します。

　なお、各構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

|  |  |
| --- | --- |
| 共同事業体の  名称 |  |
| 共同事業体の  代表者  （受任者） | ＜代表構成団体＞  所在地  商号等  役職・氏名 |
| 使用印鑑  （受任者印） |  |
| 共同事業体  事務所所在地 |  |
| 共同事業体の  構成団体  （委任者） | ＜構成団体＞  所在地  商号等  役職・氏名 |
| 共同事業体の成立、解散の時期及び委任期間 | 令和 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後３か月を経過する日まで。  なお、当共同事業体の構成団体の脱退又は除名については、事前に横須賀市の  承認がなければこれを行うことができないものとします。 |
| 委 任 事 項 | １　協定締結に関する事項  ２　経費の請求受領に関する事項  ３　契約に関する事項  ４　都市公園条例第９条第１項第２号に規定する使用許可に関する事項  ５　都市公園条例第20条に規定する施設の利用に係る料金の収受に関する事項（ただし入園料の徴収は除く） |
| そ の 他 | １　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。  ２　この協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。 |

（備考）共同事業体を結成して指定管理者業務を行う場合は、この様式を提出してください。

また、共同事業体の構成団体の数が２者を上回る場合は、この様式に準じて様式を

作成してください。